

2

February
2021 vol.587

人と、街とのベストコミュニケーション地域見つめる……共通商品券

◆いつでもどこでも使える便利な商品券 ◆贈って喜ばれ、使って便利な商品券をご利用ください!

にほんまつ 会議所 NEWS

URL:http://www.nihonmatsu-cci.or.jp E-mail:ncci@nihonmatsu-cci.or.jp

編集発行所 二本松商工会議所
〒964-8577
福島県二本松市本町一丁目60-1
TEL (0243) 23-3211
FAX (0243) 23-6677

当商工会議所青年部(神野聴文会長)は一月に書面決議にて臨時総会を開催し、令和三年度役員を選任を行った。



佐藤次年度会長

次年度会長に佐藤義晃さんを選任
次年度新体制決まる

- 佐藤一哉(株)檜物屋酒造店 根本 勝(有)根本機工)遊 佐広幸(ユサ化粧品店) 佐藤裕紀(九頭見菓子舗) 顧問 菊地義直(菊地義直 税理士・行政書士事務所) 手塚俊秀(有)手塚建設工業 大河内 威(有)文化堂ス ポーツ) 関 孝輝(渋川屋 板金工業(有)) 副会長 高 島一吉(株)高島観光) 松本 克久(菓子処まつもと) 高 橋直之(有)アドバイス) 野 崎晴久(多来福) 専務理 事 齋藤栄蔵(エスケー ワークス) 監事 東澤計

- 昌(プランニングとうざわ) 加藤雄市(吟の蔵を市) 松 本憲孝(有)松本あいおい) ▼総務委員長 渡辺 聡 (有)渡辺膳写堂) ▼総務副委 員長 鈴木新吾(有)ライフ コムプラザ) 岡 藤浩(株 岡商店) ▼総務委員会担当 理事 野地幸司(株)野地工 業所) 加藤大史(有)加藤売 店) ▼親睦交流委員長 太 田恭寿(有)勢州屋) ▼親睦 交流副委員長 下山竜樹 (株)下山電工) 高島美行(月 星) ▼親睦交流委員会担当 理事 佐々木寛明(佐々 木正治置店) 高野知典(株 ニューデイレクシオン) ▼ 特別事業委員長 関 健 至(有)関巧業) ▼特別事業 副委員長 藤井健史(藤

正しい手続きで年末調整を
一年末調整個別相談会を開催

当商工会議所は二本松青色申告会との共催で、一月七日、十三日、十八日に個人事業主を対象とした「年末調整個別相談会」を開催した。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮、予防対策のため、事前予約制とし、三日間合計で六十事業所が参加。当商工会議所職員および東北税理士会二本松支部税理士が、令和二年後期分(七月十二月)の源泉所得税の納付や年末調整事務に関する個別の相談に対応した。

「年末調整」は給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。大部分の給与所得者は、この「年末調整」によりその年の所得税および復興所得税の納税が完了し、改めて確定申告



▲相談会の様子

の手続きをとる必要がなくなる、非常に大切な手続きであることから正しく行いましょう。

当商工会議所と二本松青色申告会では、一月以降、決算・確定申告個別相談会を開催しますが、年末調整個別相談会と同様に事前予約制となりますので、ご注意ください。

青年部 会員募集!!

青年部は、二本松の街を「明るくしよう!」「楽しくしよう!」と考えている青年経済人の団体です。

- 井家具店) 安齋啓人(有) 安齋鐵工所) ▼特別事業委員会担当理事 田中康正(田中家具(株)) 渡辺有香(有) 丸又葬儀社) ▼会員増強委員長 遠藤 優(和風寿し 居酒屋ゆたか) ▼会員増強副委員長 岡村 宇(岡村 機械(株)) 高宮 新(麵屋し ん蔵) ▼会員増強委員会担当理事 井上 航(二本松 法律事務所)

【にほんまつ市民生活応援券取扱店の皆さまへ】

令和2年10月から二本松市で配付しました「にほんまつ市民生活応援券」の換金請求期間は令和3年3月1日(月)までです。

3月1日(月)以降の換金は一切できませんので、換金漏れの無いように今一度ご確認をお願いいたします。

換金の際は、「応援券換金請求書」と「使用済みの応援券」を二本松市役所産業部商工課へご持参ください。

問合せ先 二本松市役所 商工課商工振興係 TEL:55-5120

実は、すごくお得になる
カシコイ新車の買い型があるの知ってました?



株式会社 CAREVO 0120-25-0619
〒963-0209 福島県郡山市御前南6丁目110番

事業計画作成支援サービスのお知らせ

事業計画作成 個別相談会

事業計画の作成を目的とする個別相談会を実施致します。

日時:随時
場所:二本松商工会議所
対象:市内 小規模事業者の経営者、後継者の方々

※当商工会議所の会員でない事業所の方もお気軽にご相談ください。

主催:二本松商工会議所 中小企業相談所 【申込・問合せ先】TEL:23-3211



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟
丸又ふれあい会 会員募集中
葬儀のすべてのご相談・ご用命は
有限会社 丸又葬儀社
本店 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2
二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市機木257-5 ☎0243-22-5598
0120-03-5598

利用者急増中! 社内研修や自己啓発に…当所の無料会員サービス「WEBセミナー」をぜひご覧ください。

【厚生労働省からのお知らせ】 雇用調整助成金の特例措置が延長されます!!

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合**に、休業手当相当額等を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため特例措置が講じられてきましたが、現在の雇用情勢を鑑み、特例措置が**令和3年2月28日**まで延長されます。

なお、今後、特例措置の期間を「緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで」とするさらなる延長が予定されています。

【注意点など】

○令和2年12月31日を期限とする特例措置について令和3年2月28日まで延長となります。

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業…4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 …2/3 (解雇等を行っていない場合は 3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限…日額15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
- (※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
- (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要がありますので、ご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

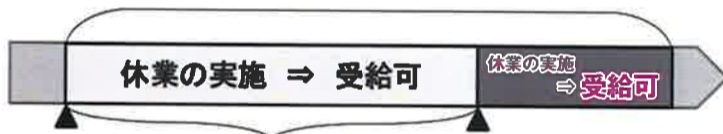
雇用調整助成金を受けている事業主の方へ

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長(令和3年2月28日まで)に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金を1年を超えて引き続き受給することができます。

※1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年6月30日までとなります。

【特例措置延長後】

1年間を超えて受給可



(例)令和2年1月25日 (休業の初日) 1年間(通常) 令和3年1月24日

雇用調整助成金は、通常、1年の期間(対象期間)内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

※詳細は厚生労働省ホームページ等をご覧ください。

問合せ先

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
【雇用調整助成金コールセンター】
TEL:0120-60-3999 (受付時間 9:00~21:00、土日・祝日含む)

【ハローワーク二本松からのお知らせ】

ハローワーク二本松では、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金を申請したいと考えている事業主の方に対して、事業者支援アドバイザーを派遣し申請手続きの支援を行っております。

雇用調整助成金の申請をされる場合はぜひご活用ください!!

支援の要請・問合せ先

二本松公共職業安定所(ハローワーク二本松) TEL:0243-23-0343
事業者支援アドバイザー 武藤、または雇用指導官 松本まで

【厚生労働省からのお知らせ】 障害者の法定雇用率が引き上げになります!!

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります!!

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、**令和3年3月1日から**以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願い致します。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。 URL: <https://www.ref.jeed.or.jp/>

※詳細は厚生労働省ホームページ等をご覧ください。

問合せ先 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

福島県最低賃金

特定最低賃金	金額
輸送用機械器具製造業最低賃金 令和2年12月12日発効	870円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (医用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く) 令和2年12月17日発効	834円
非鉄金属製造業最低賃金 令和2年12月18日発効	866円
計量器・測定器・分析機器・試験機、酒造機械器具、理化学機械器具、時計・時計部品、眼鏡製造業最低賃金 令和2年12月20日発効	868円
自動車小売業最低賃金 (二輪自動車小売業(自動販売自販車を含む)を除く) 令和2年12月24日発効	868円

800円
時間額 令和2年10月2日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。



最低賃金引上げ支援
業務改善助成金 業務改善助成金 検索

厚生労働省 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局 TEL:024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ

カー用品の専門店 **AUTORS**
安達店 通常営業時間 AM10:00~PM7:00
TEL.0243-24-1888

スタッドレスタイヤを買うなら
オートアールズ

オートアールズ 安達店
福島県二本松市 油井福岡150

二本松市新型コロナウイルス感染症対策経営持続化支援金【第2弾】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月～令和3年2月までの連続する2箇月の売上高等が前年同期の合計と比して20%以上減少している、市内に店舗等を有する中小企業者等に対し、支援金を交付します。※過去に同支援金を受けた中小企業者等も申請可能。

支援種類	店舗等支援金	家賃等支援金
交付額	1店舗あたり 10万円 ※1者で複数の店舗等を経営している場合は、20万円限度	1店舗等あたり 20万円 限度 【1箇月分の家賃等×1/2】×4箇月分 ※5万円を限度 ※1,000円未満切り捨て ※1者で複数の店舗等を経営している場合は40万円限度（店舗毎に20万円限度） ※家賃等…建物、土地、駐車場、車両、機具、機械、装置
対象業種	宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（洗濯業、理美容業、旅行業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（スポーツ提供施設、カラオケボックスなど）、運輸業、小売業・卸売業、製造業、不動産業・賃貸業、学習支援業、療術業、建設業、医療、福祉、その他サービス業（法律事務所、広告業、設計・測量業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業など）等	

◆募集期間 **令和3年2月1日(月)～3月15日(月)【必着】** ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送で提出して下さい。

問合せ先 二本松市役所 商工課商工振興係 TEL:55-5120 ※詳細等は二本松市ホームページをご確認下さい。

令和3年度ふくしま産業応援ファンド事業【公募のお知らせ】

(公財)福島県産業振興センターでは、新製品・新技術等の開発、市場調査、販路開拓に係る経費の一部を助成します!!

県内中小企業者の皆様の新製品・新技術の開発や、事業可能性等調査、販路拡大の取組みを支援することにより、新産業の創出、新規市場への参入を促進し、本県産業の活性化と自立的発展を図るために実施するものです。

【公募期間】 令和3年2月15日(月)～3月31日(水)

【事業期間】 交付決定日(5月上旬予定)～令和4年1月31日まで

【助成上限額】 技術等開発の場合500万円、
事業可能性等調査・販路拡大の場合100万円

【助成率】 助成対象経費の2分の1以内

※詳細は(公財)福島県産業振興センターホームページ等をご覧ください。

申込・問合せ先 (公財)福島県産業振興センター 技術支援部 技術総務課
TEL:024-959-1929・E-Mail:f-tech@f-open.or.jp

【働き方改革に取り組む事業主の皆さまへ】 労務対策等なんでも相談会

厚生労働省福島労働局・働き方改革推進支援事業(後援:当商工会議所 労務対策委員会)

二本松商工会議所では『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援しております。労務対策等なんでも相談会では、労務対策等における様々な問題について、社会保険労務士が**無料**でご相談に応じます。

働き方改革関連法の年休5日付与義務、時間外労働(残業)上限規則が罰則付きで施行されています。また、正社員とパート、有期雇用社員の同一労働同一賃金が4月より施行されます。就業規則作成・見直し、助成金、コロナ禍の休業、その他労務管理等の相談や事務所を訪問する無料の専門家派遣も行っていますので、是非お気軽にお越し下さい。

■相談日時 **2月19日(金)、3月5日(金) 13:00～17:00**
※毎月第1・3金曜日開催(ただし3月19日は開催無し)

■相談会場 二本松商工会議所(1階 記帳指導室)

■相談対応 福島働き方改革推進支援センター 社会保険労務士

申込・問合せ先 二本松商工会議所 中小企業相談所

新型コロナウイルス対策専用マッチング

新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外のサプライチェーンが混乱し、部品等の調達に困難になったり、過剰在庫を抱えてしまう会社が発生しています。

信用金庫では、新型コロナウイルス対策専用マッチング推進施策として、**部品等の調達・過剰在庫**についてお困りのお客様に対して、**全国に広がる信用金庫のネットワーク**を活用し、**ビジネスマッチング**のお手伝いをさせていただきます。

掲載期間 2020年3月16日から
2021年3月31日まで

部品等の調達・過剰在庫についてお困りの場合は、二本松信用金庫までご相談ください!

= case 1. 部品等調達の例 =

新型コロナの影響で得意先からの部品等の供給が突然ストップした・・・。
同じ物や代替品をすぐに用意できる企業はないだろうか?



= case 2. 過剰在庫の例 =

新型コロナの影響で取引先が休業し、過剰な在庫を抱えている・・・。
どこかに在庫品を必要としている企業はないかな?

【調達希望内容を共有】
・調達希望時期・調達希望地域
・調達希望部品等の詳細(型番、数量等)

【過剰在庫内容を共有】
・供給可能時期・供給可能地域
・供給可能部品等の詳細(型番、数量等)

お客様の「調達」および「供給」に関するニーズのマッチングを信用金庫がお手伝いします!

＜お問い合わせ先＞各営業店窓口、または融資渉外担当者にお問合せ下さい。
 本店営業部 23-1215 根崎支店 23-0022 本宮支店 33-2159 岩代支店 55-2233
 東和支店 46-2104 安達支店 23-3456 金色支店 23-0880

ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

まつしんカーライフプラン

取扱期間: 2020年7月1日(水)～2021年3月31日(水)

優遇金利(変動金利) **2.00% + 0.78% ⇒ 2.78%**
(保証料) (保証料込)

リピートプラン **1.90% + 0.54% ⇒ 2.44%**
(保証料) (保証料込)

※表示している優遇金利は、当庫金庫の適用条件に該当された方の金利となります。条件によっては更なる優遇金利もご利用になれます。詳しくは各営業店窓口・融資渉外担当者までお問い合わせください。



店頭表示金利 2020年6月1日現在
まつしんカーライフプラン 5.405%
(保証料0.78%含む)

インターネットでのお申込みも可能です
まつしん

ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

【個人事業主対象】令和2年分 決算・確定申告個別相談会を開催します!!

令和2年分の所得税・消費税について**個人事業主の方を対象**に、決算・確定申告の個別相談会（無料）を下記の日程により開催します。
 なお、今回は新型コロナウイルス感染症予防のため**事前予約制**となります。※本相談会以外の個別相談は有料となりますのでご注意ください。

- 相談日時 **2月17日(水)、3月1日(月)、12日(金)** 9:00～16:00まで(12:00～13:00までを除く) ※各相談1時間単位
- 相談会場 二本松商工会議所 2階 大研修室
- 相談対応 二本松商工会議所職員、東北税理士会二本松支部税理士
- 相談申込 二本松商工会議所まで電話またはFAXでお申込み下さい。事業所名、担当者名、連絡先、希望日時等をお知らせ下さい。
 ※希望日時は先着優先とし、重複した場合は日時調整のための連絡をしますので、何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

ご準備いただくもの

- 令和2年分確定申告のお知らせ(税務署から送付された、はがきサイズのもの)
 ※確定申告に必要な情報(所得税・予定納税、消費税・中間申告納付税額等)が記載されています。
- 前年分(令和元年)及び前々年分(平成30年)の決算書・確定申告書の控え
- 現金出納帳、売上、仕入、経費等の諸帳簿並びに領収書
- 生命保険・地震保険・小規模企業共済掛け金等の控除証明書
- 国民年金・国民健康保険の納付証明書
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける方)
- 源泉徴収票(年金、給与、報酬等)
- ふるさと納税を行った際に自治体から送られてくる寄付金受領証明書
- マイナンバーカード又は通知カード(事業専従者・扶養親族の分も必要です)※通知カードの場合は、本人確認書類(免許証等)が必要となります。
- 印鑑(シャチハタ不可)、筆記用具、電卓など

★ 注意事項 ★

- ①本相談会をご利用になる方は、売上・仕入・経費・棚卸資産等は事前に集計した上でお越し下さい。
- ②消費税課税事業者の方は、消費税率区分(軽減税率8%・標準税率10%)ごとの課税取引金額が分かる書類をご持参願います。
- ③令和2年分確定申告の期間は令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までです。

申込・問合せ先 二本松商工会議所 中小企業相談所・二本松青色申告会

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短営業協力金)

福島県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の時間短縮営業(以下、「時短営業」という。)要請に応じた事業者に対して、「時短営業協力金」を交付します。

【協力金の概要】

1. 交付対象店舗

- 福島県に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設
- ・接待を伴う飲食店(風営法第2条第1項第1号に該当する店舗)
- ・酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む) ※ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースを除く

2. 交付要件 次の「ア」から「カ」までの要件を全て満たすこと。

- ア 県内に対象店舗を有すること。
 - イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年1月15日(金)午後8時から2月8日(月)午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を午後7時までとすること。※1 ※2 ※3 ※4。
 - ウ 対象店舗にかかる食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可証(飲食店にかかる許可に限る。)に記載されている営業者であること。
 - エ 令和3年1月12日(時短営業要請日)より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月8日以降であること。
 - オ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
 - カ 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- ※1 時短営業要請の対象期間は令和3年1月15日(金)からですが、令和3年1月13日(水)又は1月14日(木)から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。
- ※2 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年1月13日(水)午後8時から2月8日(月)午前5時までの期間、休業している場合を含みます。
- ※3 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
- ※4 時短営業の開始が遅れた場合、時短営業を開始した日から令和3年2月8日(月)午前5時まで連続して時短営業することが必要です。

【交付額】1店舗当たり最大104万円

- 時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×4万円」を交付します。
 その場合、時短営業を開始した日から令和3年2月8日午前5時まで連続して時短営業することが必要です。
- 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。対象店舗数に応じて交付します。

【申請受付期間】時短営業要請期間の終了後(2月8日(月)以降)に申請の受付を開始する予定です。※詳細等は福島県ホームページをご確認ください。

問合せ先 福島県時短要請コールセンター(平日のみ) TEL:024-521-8622 受付時間:午前9時～午後5時

——— 社の中の齋場 ———

ほうりん

ヨサン イイクヨー

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん二本松齋場
ほうりん法要ホール
二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

ほうりん東和齋場
二本松市針道字鍛冶屋敷15

ほうりん大山齋場
大玉村大山字玉貫19

ほうりん福島平野齋場
福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

INPIT 知財総合支援窓口

知財のことならご相談ください
(相談・支援は無料です)

特許 意匠

商標 著作権

TEL 024-963-0242

一般社団法人福島県発明協会